

議案第64号

多可町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

多可町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和元年9月3日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例

令和 年 月 日
条例第 号

(多可町職員定数条例の一部改正)

第1条 多可町職員定数条例（平成17年多可町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時及び非常勤の」を「臨時的に任用される」に改める。

(多可町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 多可町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年多可町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」を加える。

(多可町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 多可町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例（平成17年多可町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「範囲内」の次に「（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員については同条の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内）」を加える。

第7条中「月額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については報酬の額）」を加える。

(多可町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 多可町職員の育児休業等に関する条例（平成17年多可町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「いる職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

(多可町職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 多可町職員の給与に関する条例（平成17年多可町条例第48号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「月額、日額又は時給とし、その額は、予算の範囲内において」を削り、「任命権者が」の次に「別に」を加える。

(多可町職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第6条 多可町職員等の旅費に関する条例（平成17年多可町条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「常勤の職員」の次に「並びに法第22条の2第1項に掲げる職員」を、「及び」の次に「同」を加える。

(多可町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 多可町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成19年多可町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第1項」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

多可町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の新旧対照表

(多可町職員定数条例の一部改正)

第1条 多可町職員定数条例(平成17年多可町条例第29号)の一部を次のように改正する。

現 行	改 正
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、町長、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、教育委員会の事務局、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関及び公営企業の各機関に勤務する一般職の職員(休職者並びに臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)の定数について定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、町長、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、教育委員会の事務局、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関及び公営企業の各機関に勤務する一般職の職員(休職者並びに臨時に任用される職員を除く。以下「職員」という。)の定数について定めるものとする。</p>

(多可町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 多可町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成19年多可町条例第3号)の一部を次のように改正する。

現 行	改 正
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒その他人事行政の運営の状況とする。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒その他人事行政の運営の状況とする。</p>

(多可町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 多可町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例(平成17年多可町条例第30号)の一部を次のように改正する。

現 行	改 正
<p>(休職の効果)</p> <p>第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合及び第2条の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第7条 減給は、6か月以下の期間、給料の月額10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合及び第2条の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内 <u>(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員については同条の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内)</u> において、それぞれ個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第7条 減給は、6か月以下の期間、給料の月額 <u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については報酬の額)</u> の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>

(多可町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 多可町職員の育児休業等に関する条例(平成17年多可町条例第36号)の一部を次のように改正する。

現 行	改 正
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 <u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</u> のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員 <u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</u> が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

(多可町職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 多可町職員の給与に関する条例（平成17年多可町条例第48号）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正
<p>(非常勤の職員の給与)</p> <p>第30条 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の給与は、この条例の規定にかかわらず月額、日額又は時給とし、その額は、<u>予算の範囲内において</u>常勤の職員の給与との均衡を考慮して任命権者が定める。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(非常勤の職員の給与)</p> <p>第30条 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の給与は、この条例の規定にかかわらず常勤の職員の給与との均衡を考慮して任命権者が<u>別に</u>定める。</p> <p>2 (略)</p>

(多可町職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第6条 多可町職員等の旅費に関する条例（平成17年多可町条例第50号）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 法第3条第2項に規定する一般職の職員のうち、常勤の職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 法第3条第2項に規定する一般職の職員のうち、常勤の職員並びに<u>法第22条の2第1項に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(多可町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 多可町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成19年多可町条例第15号）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p>

現 行	改 正
<p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>